

裁 決 書

●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●

審査請求人 ●● 様
処分庁 ●●福祉事務所長 様

審査請求人が令和4年7月13日付けで提起した、●●福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく令和4年6月22日付け生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取消す。

事案の概要

- 審査請求人は、法による保護（以下「保護」という。）を受けていた。
- 審査請求人は、以前に年金担保貸付制度を利用しておらず、受給する障害年金額から年金担保貸付返済額が差し引いて通帳へ入金されるため、処分庁は、年金額から年金担保貸付返済額を差し引いた金額を収入認定していた。
- 審査請求人は、令和4年2月24日付け及び同年4月27日付けの収入申告書に正しい年金収入額を収入申告していたが、処分庁は収入認定変更を行っていなかった。
- 処分庁は、令和4年6月21日付けで、審査請求人より、収入申告書、年金額改定通知書及び通帳の写しを受理した。
- 処分庁は、令和4年4月15日に支給された年金月額52,605円（令和4年4月から5月分）、同年6月15日に支給された年金月額52,336円（令和4年6月以降分）と収入申告前の収入認定額（月額50,105円）に差異を確認したため、同年4月1日、同年5月1日、同年6月1日の収入認定済みの年金収入額の認定変更を行った。

これにより計7,231円の戻入金が発生したため、次回支給月である同年7月1日付でこの戻入金を扶助超過支給分認定として収入充当を行う本件処分を決定し、審査請求人に通知した。

6 審査請求人は、令和4年7月13日、三重県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分の取消しを求め、次のとおり主張している。

- (1) 每月提出している収入申告書を、処分庁が確認していれば、令和4年4月分から同年6月分の過支給分保護費は発生しなかったのであり、4月分から6月分の過支給分保護費の収入充当による保護費の減額は不当である。
- (2) 処分庁が説明もなく一方的に、令和4年4月分から同年6月分の過支給分保護費を一括で令和4年7月分保護費に収入充当したことにより、憲法第25条にいう健康で文化的な最低限度の生活ができないため、この収入充当による保護費の減額は不当である。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、次のとおり主張している。

- (1) 審査請求人は、令和4年2月に収入申告書を提出した際、年金額を正しく申告していることを理由に不服を申し立てているが、変更後の収入認定額に誤りがあるわけではない。
- (2) 収入の増減等により発生した戻入金は、3か月程度遡及して変更できると「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2に記載されており、この戻入金を扶助超過支給分認定として収入充当を行う本件処分は妥当である。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法

ア 法第4条

第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定する。

イ 法第8条

第1項には、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定する。

ウ 法第25条

第2項には、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。」と規定する。

(2) 生活保護関連通知等

ア 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第8-3-(2)-ア-（ア）において、「恩給、年金、失業保険金その他公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること」とされている。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

（ア）第8-1-(4)-アにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされている。

（イ）第10-2-(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと」とされている。

ウ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）6-(2)「生活の維持に支障のない」場合についてにおいて、「具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章及び第2章に定める加算（障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算を除く。）の計上されている世帯の加算額相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする」とされている。

エ 問答集

（ア）問13-2において、収入増の事実が明らかとなつたため、既に算定した収入充当額が過少となった場合、「収入の増減が事後になって明らかとなつても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべき」であり、「既に支給した保護費の一部を返還させるべき場合は、局長通知第

10-2-(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる」とされている。
(イ)問13-3において、「局長通知第10-2-(8)により返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならないか」との問い合わせに対して、「事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである」とされている。

(3) 行政手続法(平成5年法律第88号)

第1条第1項には、「この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。」と規定する。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 年金額変更後の収入認定について

前記理由1(2)ア次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)において「年金については、その実際の受給額を認定すること」とされ、また、前記理由1(2)イ(ア)局長通知第8-1-(4)-アにおいて「国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされている。

さらに、前記理由1(2)イ(イ)局長通知第10-2-(8)において「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと」とされている。

処分庁は、前記事案の概要5のとおり令和4年4月15日付け及び同年6月15日付けで審査請求人がそれぞれ実際に受給した年金額を、同年4月1日、同年5月1日、同年6月1日に収入認定している。

これは、支給済み年金額と認定済み収入認定額の差異を確認した月である令和4年6月からその前々月にあたる同年4月分にかかるものであり、処分庁は、次官通知及び局長通知に則り、3か月遡及して過支給分保護費を収入認定しており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、毎月提出している収入申告書を、処分庁が確認していれば、令和4年4月分から同年6月分の過支給分保護費は発生しなかつ

たのであり、4月分から6月分の過支給分保護費の収入充当による保護費の減額は不当であると主張するが、前述のとおり、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 処分庁が過支給分保護費を一括で翌月分保護費に収入充当したことについて

審査請求人は、処分庁が説明もなく一方的に、令和4年4月分から同年6月分の過支給分保護費を、一括で令和4年7月分保護費に収入充当したことにより、憲法第25条にいう健康で文化的な最低限度の生活ができないため、この収入充当による保護費の減額は不当であると主張している。

この点、前記理由1(2)エ(イ)問答集問13-3において「返納額を収入充当額として計上するのは、事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべき」とされており、必ずしも過支給分保護費を次回支給月に一括で収入充当しなければならないものではないことから、本件処分時に処分庁が審査請求人の事情を十分考慮のうえ一括で収入充当を行ったか否かが問題となる。

審査請求人は、処分庁が説明もなく一方的に、一括で収入充当した旨主張しており、三重県行政不服審査会の審議において、処分庁が審査請求人に対して3か月分の過支給分保護費を一括で令和4年7月分保護費に収入充当することについて説明を行ったのか疑義が生じたため、同審査会は、処分庁及び審査請求人に対して行政不服審査法第74条に基づき調査を行った。

収入充当の説明について、処分庁からは、「扶助超過支給分として令和4年7月1日付けで認定する旨を審査請求人に電話で説明し、了承を得ている。」と回答があったが、同時に提出されたケース記録には説明したことを示す記載はなく、審査請求人からは、「処分庁が下した保護費超過分返還も何一つ相談もなく一方的に決定しました」との回答があった。また、あわせて調査した、審査請求人から処分庁へ保護費受給額の内訳に対する問い合わせがなされたことへの処分庁の説明の有無についても、処分庁と審査請求人の回答に相違があった。

本件処分は、前記事案の概要3のとおり、審査請求人は正しい年金収入額を収入申告していたにも関わらず、処分庁が収入認定変更を行っていないかったことに端を発していること、本件処分通知の「年金の認定または増加」と記載のみでは審査請求人は年金の手取額がいくら増加したため本件処分がなされたのか了知することができないこと、本件処分以前から審査請求人が自身の保護費の内訳について処分庁に説明を求めていたことを考

慮すると、審査請求人への収入充当については、より一層丁寧な説明と収入充当により審査請求人に生じる結果についての十分な調査が求められるところであるが、提出されたケース記録等では説明や聞き取りを行ったと思われる記載がなく、また審査請求人の主張からは少なくとも審査請求人が理解できるような説明はされていないと思われることから、本件処分に關し、処分庁の説明がなかった又は不足していたと認められる。

法、次官通知及び局長通知は、収入認定によって生じた返納額について、次回支給1回に充当することを禁じてはいない。よって、処分庁が収入充当によって生じた返納額を翌月分に1回で充当したことが違法であるとまではいえない。

しかし、行政手続法第1条の「行政運営における透明性」の原則や通常期待される行政からの説明の程度を考慮すると、前述で認定した審査請求人への説明不足及び収入充当により審査請求人に過酷な状況をもたらす可能性があったことから、処分庁が令和4年4月分から同年6月分の過支給分保護費を一括で令和4年7月分保護費に収入充当したことは、審査請求人の事情を十分考慮したとは言えず、本件処分は不当である。

結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和5年11月21日

審査庁 三重県知事 一見 勝之